

安城市監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和2年12月23日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 辻 山 秀 文

公の施設の指定管理者監査に係る措置内容の通知書（公園緑地課）

- 1 令和2年度安城市監査公表第28号（公表日 令和2年11月16日）関係分
- 2 措置の状況

堀内公園（公園緑地課）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
<p>1 利用者申請書類受付、審査事務について</p> <p>団体利用申込書及び利用料金免除申請書において、前回と同様に受付日及び申請日が未記入のもの、並びに免除額が空欄のもの等記載に不備のあるものが見受けられたため、チェック体制を強化し適切な事務執行となるよう指定管理者へ指導するとともに、市としても記載内容を定期的に確認されたい。</p>
措置の内容（令和2年11月24日現在）
<p>9月16日、指定管理者に、今後は利用者からの申請書類の記載内容が適正であるか確認するよう指導し、指定管理者から再発防止策として、受付員と承認者の複数人で確認する事務体制にしていくと報告を受けた。</p> <p>また、市としても、現在使用している検査調書（月例報告）チェックシートに、記入漏れ等の具体的なチェック項目を追加し、毎月の月例検査時に記載内容が適正であることを確認していくこととした。</p>

特に措置を講ずる必要があると認める事項
<p>2 文書処理事務について</p> <p>指定管理者指定申請書、事業報告書及びその他各種届出書等の受理において、前回と同様に収受印の押印のないものが見受けられたため、安城市文書管理規程第15条に基づく適正な事務執行となるようチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。</p>
措置の内容（令和2年11月24日現在）
<p>9月17日、再発防止策として、現在使用している検査調書（月例報告）チェックシートに、指定管理者からの提出物に収受印を押印する旨の注意書きを追加した。</p> <p>また、毎月の月例検査時には、同チェックシートに記載されている提出物のうち、必要なもの全てに収受印の押印があるかを確認することとした。</p> <p>なお、随時提出されるものについても、担当者と上席者とで決裁を回議する過程で、収受印の押印があるかを確認することとした。</p>